

# 第 124 回八戸市都市計画審議会 会 議 録

日 時 : 令和 5 年 7 月 26 日 (水)  
午後 2 時 00 分から午後 3 時 30 分まで

場 所 : 八戸市庁 本館 4 階 会議室 A

# 第 124 回八戸市都市計画審議会 会 議 録

出席委員（11 名）

## 第 1 号委員

武 山 泰 （八戸工業大学教授）  
高 須 則 行 （八戸学院大学教授）  
金 善 旭 （八戸工業高等専門学校准教授）  
岩 藤 壽 通 （元八戸市建設部長）

## 第 2 号委員

日 當 正 男 （八戸市議会副議長）

## 第 3 号委員

豊 澤 順 造 （青森県三八地域県民局 地域農林水産部長）  
今 井 健 （青森県三八地域県民局 地域整備部長）

## 第 4 号委員

田 畑 芳 幸 （八戸青年会議所）  
大 瀧 清 司 （八戸市連合町内会連絡協議会）  
鈴 木 俊 喜 （公募委員）  
松 井 正 文 （公募委員）

事務局出席者

- 石橋 敏行 (都市整備部次長兼都市政策課長)
- 上 館 章 (都市政策課参事 都市計画グループリーダー)
- 関 口 孝 寿 (都市政策課主幹)
- 大 塚 勇 介 (都市政策課技査)
- 石 橋 賢 弥 (都市政策課技師)
- 田 村 春 佳 (都市政策課主事)
- 
- 及川 三知代 (株式会社 協和コンサルタンツ)
- 佐藤 千尋 (株式会社 協和コンサルタンツ)

## 第 124 回 八戸市都市計画審議会

令和 5 年 7 月 26 日(水)14:00～15:30

八戸市庁 本館 4 階 会議室 A

### ○司会

本日は、お忙しい中、ご出席下さいまして誠にありがとうございます。

ただいまより、第 124 回八戸市都市計画審議会を開会いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場の換気を行っております。

ご理解とご協力をお願いいたします。

本日傍聴される方へお知らせします。

当審議会におきましては、傍聴人の会議での発言はできません。

また、写真撮影、録音等の行為、その他会議の進行に支障をきたすような言動、行動は慎んでくださるようお願いいたします。

これらの事を守らなかった場合、退場していただく事がございますので、進行にご協力のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、改めまして事務局よりご報告申し上げます。

本日は審議委員で、新井委員、武輪委員、阿部委員、木村委員の 4 名が欠席となっております。

委員 15 名中 11 名が出席しておりますので、規定により、会議が成立することをご報告申し上げます。

続きまして、委員名簿をご覧ください。委員の変更がございましたので、ここで新しく委員になられた方のご紹介をさせていただきます。

その場でご起立をお願いします。

第 2 号委員、八戸市議会 副議長の日當様でございます。

ありがとうございました。

第 3 号委員、青森県三八地域県民局 地域整備部長の今井様でございます。

ありがとうございました。

どうぞよろしくをお願いいたします。

なお、第3号委員、国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所 八戸国道出張所の新井様でございますが、本日は、所用により欠席となっております。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

都市整備部長の石上ですが、本日、所用により欠席となっております。

都市整備部次長兼都市政策課長の石橋です。

#### ○事務局

少し時間を頂き皆様にお伝えしたいことがございます。

今回の資料は、40 ページほどと厚くなっております。本来であればこれらの資料につきましては1週間ほど前に皆様のお手元に事前に送付させて頂きまして内容確認した上で本日の審議会に臨んで頂くというのが大前提でございましたが、今回に限り、わたくしども事務局の不手際により当日の配布となってしまいました。

内容を一旦ご説明いたしますが、すべてご理解いただくのは非常に難しいのではないかと考えております。

従いまして、意見メモというものも準備してございます。これらに記入して後ほど提出して頂くか、あるいはメール・電話でも構いませんのでご意見ございましたら事務局へお寄せ頂ければと考えております。

まずはこのことについて一言お詫び申し上げます。

それでは説明にも時間を要すると思いますが、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### ○司会

続きまして、都市計画グループ 主幹の関口です。

同じく 技査の大塚です。

同じく 技師の石橋です。

同じく 主事の田村です。

そして、わたくし、都市計画グループリーダーの上館でございます。

また、本日は、案件であります八戸市立地適正化計画改定業務を受注しております、株式会社協和コンサルタンツの担当者も出席しておりますので紹介させていただきます。

株式会社協和コンサルタンツの及川様でございます。

同じく佐藤様でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

資料は、本日お配りしております「次第、席図、出席者名簿、八戸市立地適正化計画改定について、参考資料、意見メモ」となっております。

お手元に資料のない方はお知らせください。

それでは、会長より、審議の進行をお願いいたします。

#### ○会長

本日はお暑い中、危険な暑さの中お集まり頂きましてありがとうございます。

前日も若干説明ありましたが、今年度、八戸市立地適正化計画改定ということなのでご審議を宜しく願いいたします。

はじめに、会議録確認者の選任を行いたいと思います。

私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

～「異議なし」の声～

ご異議ないようでございますので、それでは日當委員、大瀧委員をお願いいたします。

お二方、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思います。

先ほど説明ありましたように本日の資料は多量でございますので、1と2、3、4、5という形で分けて審議を進めていきたいと思います。宜しく願いします。

案件について、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局

都市政策課の石橋です。どうぞよろしく願いいたします。

恐れ入りますが座ってご説明させていただきます。

それではお手元にあります説明資料またはスライドをご覧ください。

2 ページ目をお開きください。

本日の説明事項につきまして、最初に現計画に関する調査、分析、評価について、「八戸市立地適正化計画の概要について」、「現計画の調査結果報告」、「計画改定のポイント」、「評価指標の見直しの検討」、「誘導施策について」、「ハザード条件による居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定」、最後に今後の進め方についてご説明いたします。

3 ページ目をお開きください。

まず初めに、立地適正化計画とは、都市機能や居住の適正な立地を促進し、「コンパクト&ネットワークの都市構造」の形成と、望ましい人口密度や、生活を支える様々なサービスが維持されたまちづくりを推進するための計画でございます。

当市では、平成 30 年 3 月に策定しており、合わせて改定を行いました、八戸市都市計画マスタープランの一部に位置付けられております。

当計画は、令和 20 年を目標年次としており、都市計画区域全域を対象としております。

4 ページ目をお開きください。

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域です。

左下の図において、緑線で囲んでおります箇所が、当市の居住誘導区域で、約 2,583ha 設定しております。

水色の線で示しておりますのは、「八戸市地域公共交通網形成計画」において、「市内幹線軸」として位置づけられた、市内の主要な 12 のバス路線で、将来的にも現状と同程度のサービス水準を確保していくこととしており、この「市内幹線軸」及び鉄道駅からの距離に着目し、公共交通の利便性の高いエリアを設定しております。

5 ページ目をお開きください。

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点等に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域で

図の赤丸の中に斜線で示した部分となり、区域面積は、全体で約 232ha です。

既に、ある程度の都市機能が集積しており、また、自家用車を利用できない人も含めて、市内各所やさらに広域などからも公共交通機関によりアクセスがしやすい、中心街地区、田向地区、八戸駅周辺地区の 3 箇所を設定しております。

都市機能誘導区域に誘導する施設につきましては、市全域や広域からの利用が見込まれる施設として、「大規模商業施設」や「大規模病院等」、「その他集客施設」を地区毎に設定しており、それぞれの機能や特性に応じて、適切に誘導していくことで、拠点の形成を図ることとしております。

6 ページ目をお開きください。

今年度は全 3 回の都市計画審議会を予定しており、今回の第 1 回都市計画審議会では「現計画に関する調査・分析・評価について」の審議を行います。

7 ページ目をお開きください。

現計画の調査結果報告について、まず現計画ではまちづくりの方針として「高次都市機能が集積する拠点の形成」、「適切な人口密度を持った市街地の維持」、「利便性・持続性の高い公共交通ネットワークの構築」の 3 つを定めており、これら进行评估する指標として「居住誘導区域内の人口密度」、「街なかの歩行者通行量」、「地域公共交通の利用客数」、「主要駅の乗降客数」の 4 つの指標を定めています。

8 ページ目をお開きください。

こちらは 4 つの評価指標の定義・基準値・目標値を表にまとめたものになります。

次のスライドから指標について 1 つずつ最新の実績値と合わせてご説明いたします。

9 ページ目をお開きください。

「指標 1 居住誘導区域内の人口密度」についてです。

基準値が平成 27 年の値で 1ha あたり 44.3 人となっており、目標値は人口密度を維持するという観点から同じく 1ha あたり 44.3 人としておりました。

令和2年時点での実績値が1haあたり42.1人となっており、減少の傾向がみられました。

減少の要因といたしましては日本全体の人口減少による影響が考えられます。

10 ページ目をお開きください。

こちらの表は平成27年から令和2年までの5年間の人口の増減を区域別に示したのになります。

表の右側の増減数、増減率で示していますように、区域に関係なく全体的に人口の減少が見られました。

また居住誘導区域に絞って見た場合でも、4.8%の人口減少がみられました。

11 ページ目をお開きください。

こちらのスライドは前のスライドの続きになります。

こちら右の増減数・増減率を見てみますと、都市機能誘導区域に関しても3.8%の人口減少がみられました。

また市街化区域の中でも居住誘導区域内外で比較しますと、前のスライドで居住誘導区域が人口減少していたのに対して、市街化区域内の居住誘導区域外では若干の増加がみられました。

12 ページ目をお開きください。

次に「指標2 街なかの歩行者通行量」についてです。

定義が都市機能誘導区域の中心街地区の主要8地点における平日・休日各1日の歩行者通行量の合計となります。

基準値が平成29年の5.8万人で目標値を6.5万人としております。

令和4年時点での実績値が3.9万人となっており、減少の傾向がみられました。減少の要因といたしましては新型コロナウイルスの影響によるものと思われます。

13 ページをお開きください。

街なかの歩行者通行量の年度ごとの推移をグラフで示したのになります。

グラフを見ると平成29年に通行量の増加がみられましたが、そこからは減少が続いており、特に令和元年～令和2年にかけては大きく減少が見られました。

また令和4年について比較すると休日の人口は増加の傾向が見られる一方で、平日の人口は減少の傾向が見られ、全体としては若干の増加が見られました。

要因としましては新型コロナウイルスがある程度落ち着いてきたことで、少しずつ外出する人が増えてきたものの、テレワークやWeb会議等が日常的に行われるようになり、働き方に変化が生じてきていることが考えられます。

14 ページ目をお開きください。

令和3～4年の街なかの歩行者通行量の変化を地点ごとに比較したのになります。

地点5について-35%と大きく減少が見られますが、要因として令和4年4月の三春屋閉店が影響していると考えられます。

その他の地点について若干の減少が見られる地点もありますが、全体的には令和3年～4年にかけて増加している傾向がみられます。

15 ページ目をお開きください。

次に「指標3 地域公共交通の利用者数」についてです。

定義が住民基本台帳人口あたりの市内路線バス年間利用者回数となります。

基準値が平成26年で一人当たり年間29.4回となっており、目標値も同じく一人当たり年間29.4回としております。

令和2年時点での実績値が一人当たり年間20.7回となっており、減少の傾向がみられました。

減少の要因といたしましてはこちらも新型コロナウイルスの影響によるものと思われまます。

16 ページ目をお開きください。

こちらは地域公共交通利用者数の年度ごとの推移をグラフで示したのになります。

グラフを見ると平成30年まではほぼ横ばいとなっていますが、新型コロナウイルスが流行し始めた令和元年から減少が続いております。

17 ページ目をお開きください。

次に「指標3 主要駅の乗降客数」についてです。

定義が JR 八戸駅、青い森鉄道八戸駅、JR 本八戸駅の年間総乗降客数となります。

基準値が平成 27 年の 249.7 万人で目標値を 250 万人としております。

令和 2 年時点での実績値が 159.8 万人となっており、減少の傾向がみられました。

減少の要因といたしましては、こちらに関しても新型コロナウイルスの影響によるものと思われます。

18 ページ目をお開きください。

こちらは路線ごとの乗降客数を年度別に示したグラフとなります。

グラフを見ると全路線で令和 2 年に乗降客数が減少しており、特に JR 八戸駅では大きく減少が見られます。

JR 八戸駅の数量には新幹線の乗降客数も含まれているため、県外への移動の制限等の影響を受け、他の 2 路線よりも大きく減少したと思われます。

#### ○会長

ありがとうございます。①—1 現計画の概要及び調査結果についてご説明頂きました。ここまででご意見・ご質問・コメント等あればお受けしたいと思います。

#### ○委員

数値、基準値があって実績値、目標値があります。

今回の改定はなぜ行うのか、目標値と実績値に乖離があるからでしょうか。

目標値は実績値よりだいぶ上位の数値が示されているが、目標となる数値の根拠をお示しいただけますか。人口減少の実情をふまえると多いように思われます。人口の移動について市街化区域の居住誘導区域外が増えているという説明がありましたが、目標等、実績に合うような形で考えることが必要ではないでしょうか。

またコンパクト & ネットワークですので、ネットワークの充実が重要と考えられます。

#### ○事務局

資料 8 ページ、現計画での指標・目標値を示しております。当初の計画に関しては施策を進めていけば維持できるのではないかと、都市機能の維持に必要な数値として、維持を目標値として設定いたしました。

根拠については、流動人口・社会的移動に着目いたしました。計画策定時点では毎年 7 千人前後が転入しておりましたので、その方々の大部分を誘導することで実現可能ではないかという推計を根拠といたしました。

ただ移動される方にもそれぞれの事情があり全員が居住誘導区域というわけにはいかないということが分かってきております。

コンパクト&ネットワーク、交通量についてもコロナの影響が大きいところですので、今後長い視点で見たいと考えております。

現在ハチカなど公共交通の利便性を高める取り組みを行っております。それらも長い期間をかけて効果が出てくるものではないかと考えております。

#### ○委員

令和 10 年と令和 20 年の目標値が同じというのは理解が得られるのでしょうか？

現状維持のためにも大きな施策がなければ難しいと考えられ、差を付けないと合わないような気がします。

#### ○事務局

ここまでは実績の報告でした。人口密度についても目標が高すぎたことがわかってきましたので、次に説明するところ、19 ページからの「改定のポイント」でご説明いたします。

#### ○委員

18 ページの実績値について、コロナの影響で少なくなっており、この数値は比較にならないのではないのでしょうか。

コロナ禍という異常値であり、何年か後にコロナが収束してやっと、それ以前の通常値と比較できると思います。令和 2 年度の数値はあまり参考にならないのではないかと考えます。

○事務局

おっしゃる通り立地適正化計画は長いスパンで見する必要があります。今回は現状をとらえて、「改定のポイント」で考えを整理してお示しできればと思います。

○会長

振り返ってまた前の方の質問を頂いてもよろしいかと思いますが、あとの「改定のポイント」等も影響してきますので、事務局から次の説明をお願いします。

○事務局

19 ページ目をお開きください。

続いて計画改定のポイントについて、大きく4点ございます。

①評価指標の検討について、現計画策定から5年が経過したことを踏まえて、現状に合わせた評価指標の見直しを行います。

②誘導施策の検討について、新たな誘導施設や施策の検討を行います。

③居住誘導区域の見直しについて、計画策定後に公表された災害ハザードエリアを考慮した区域の見直しを行います。

④防災指針の作成について、法改正により計画への位置づけが必須となった防災指針を新たに作成します。

作成に当たっては災害リスク情報と都市計画情報の重ね合わせによるリスクの見える化・抽出を行い、防災上の課題やまちづくりの将来像を明確にした上で、ハード・ソフトの防災・減災対策を位置付けます。

また④防災指針については、③居住誘導区域の設定後に作成しますので、今回は①～③についてご説明いたします。

20 ページ目をお開きください。

評価指標の見直しについて、まずそれぞれの指標の持つ目的についてご説明します。

「指標 1 居住誘導区域内の人口密度」について、こちらの指標は居住誘導の効果によって都市機能維持に必要な人口が区域内に集積しているかどうかを表す指標となっております。

「指標 2 街なかの歩行者通行量」について、こちらの指標は都市機能の集積

と公共交通の利便性向上、相乗効果により街なかの賑わいが増しているかを表す指標となっています。

「指標 3 地域公共交通の利用客数」について、こちらの指標は公共交通の利便性向上により 1 人当たり利用率が増しているかを表す指標となっています。

「指標 4 主要駅の乗降客数」について、こちらの指標は広域交流の活発化により鉄道の利用者数が増えているかを表す指標となっています。

21 ページをお開きください。

評価指標を見直すにあたって指標が適切かどうかを判断します。

共通の問題点として全国的に人口減少が進んでいることから、人口の絶対数と相関する数値の向上は難しいことが予想されます。

それぞれの指標について「数値の意味を単純にイメージできるか」、「元データを継続して入手し同一条件で比較できるか」、「目的と合致しているか」の 3 点で判断します。

「指標 1 居住誘導区域の人口密度」について、指標に必要な要件を満たしているが、人口の絶対数と相関するものであるため、見直す必要があります。

「指標 2 街なかの歩行者通行量」と「指標 3 地域公共交通の利用客数」は関連計画で集計している数値や集計方法に違いが生じていたため見直す必要があります。

「指標 4 主要駅の乗降客数について」は指標に必要な条件を満たしているため継続して参ります。

22 ページをお開きください。

前のスライドで出た課題等から指標 1~3 について新たな指標の案を検討しました。

指標 1 につきましては前のページでご説明しました通り、人口密度のような、人口の絶対数と相関するものに関しては、数値の向上が難しいことから、居住誘導区域内の人口割合等で評価するのが良いのではないかと考えました。

23 ページをお開きください。

続いて指標 2 につきましては、街なかの歩行者通行量をこれまで手動で計測していたのに対して、第 4 期中心市街地活性化計画から AI カメラを使った計測に

代わる予定となっているため、指標も第4期中心市街地活性化計画のものに合わせていきたいと考えています。検討に当たっては第4期中心市街地活性化計画の担当課である「まちづくり推進課」と連携して進めて参ります。

24 ページをお開きください。

指標3につきましてこれまでの指標では「高齢者等特別乗車証」についての利用者数を除外して集計しておりましたが、「公共交通計画」の現計画では基本的に含めた数値で考えているため、目標値を「公共交通計画」に合わせていきたいと考えています。

またバス路線の中でも幹線軸に絞った利用客数を把握するために、交通系 IC カードハチカのデータから利用客数の集計等ができないかなどを検討していきたくと思います。

検討に当たっては公共交通計画やハチカの担当課である「政策推進課」と連携して進めて参ります。

25 ページをお開きください。

まずこちらが現計画策定から5年間で整備された誘導施策となります。

左の写真から中心街地区に「その他集客施設」として整備されたYSアリーナと新美術館。

真ん中の写真が田向地区に「大規模病院等」として整備された八戸市総合保健センターと八戸市総合健診センター。

右の写真が八戸駅周辺地区に「その他集客施設」として整備されたフラットアリーナとなります。

26 ページをお開きください。

新たな誘導施策についてご紹介いたします。

まず都市機能誘導区域の施策について「誘導施設」の整備等については中心街地区への八戸市体育館の整備、その他の都市機能の整備等については八戸駅前東口広場の改修整備、直接的な誘導施策の実施につきましては中心街地区の民間再開発への支援、間接的な誘導施策の実施につきましてはJR八戸線との連携による公共交通ネットワークの維持・充実などが挙げられます。

続いて居住誘導区域の誘導施策についてで、間接的な誘導施策の実施につき

ましては空き家活用・除却等の支援などが挙げられます。

これらを新たな誘導施策として計画に盛り込んでいきたいと考えています。  
誘導施策については以上となります。

#### ○会長

ありがとうございました。それでは資料 26 ページまでのところでご意見・ご質問・コメント等あればお受けしたいと思います。

#### ○委員

居住誘導区域、この中で我慢しながら生活している人がたくさんいます。

移住となると金銭的・家族的など困難な課題が多く、地域とのコミュニケーションを大事にして目標に向かっていければいいと思います。

現在、市では具体的に、漁業、農業している方を含めて、今のところから移住するための手助けは何かありますか。目標の 30 年までに誘導となると難しいのが現実、大きな課題があると思います。

田向地区について、洪水ハザードマップが変更になるとすれば、ここの地域に居住を誘導ということになれば、よほど慎重に行政としても進めるべきでしょう。住みたいと思う人が少なくなると思うが、何か対策はありますか。

#### ○事務局

ハザードの関係は次のパートで改めてご説明いたします。

居住誘導は現在住んでいる人をすぐに移転させるものではありません。転入や世帯分離などの方を対象にゆるやかに促すものです。八戸は流動人口が多く、それらをふまえての目標設定です。

目標は見直しながらゆるやかに長期的な視点で誘導したいと考えております。

必要な整備が不十分な箇所もありますが誘導区域は市内の幹線軸・バス路線を中心に設定しており、そちらへの誘導を考えております。

昔からの地域コミュニティも大事ですので配慮したいと思います。

#### ○委員

今の計画だと 38 年までの見直し計画ということなのでしょうけれども、バス路線から外れたところについても 38 年ですか？

○事務局

目標に関しては、目標期間の中で考えます。誘導していくべきなのは公共交通が便利な場所と考えております。

バスを維持すること、ネットワークですので中心街等の拠点と結んでいくことで、街を維持していくという考えになります。

○委員

誘導する区域の方たちを優先して、地域とコミュニケーションを取ったり説明会を行うなどして誘導を進めるという計画ですか？

○事務局

危険な区域からであれば移転等も可能性としてはありますが、市としてはあくまでも「ゆるやかな誘導」を考えております。例えば宅地開発はできるだけ居住誘導区域内とするなどです。

具体的には届け出制度があり、居住誘導区域外では、3戸以上の宅地分譲、アパート建築などは届け出してもらうことにしており、できるだけ誘導区域の中での検討を促すような制度としています。

○委員

届け出を出す方に支援や補助があるのですか？

○事務局

現状ではそのような制度は設けていません。積極的にということになれば可能性はあります。

○委員

誘導ということであれば市の積極的な関わりがないと、一般の人は生活が厳しい中で誘導区域の中へといっても難しいです。

市としても利便性を図ってもらいたい。誰でも今住んでいるところに愛着がありますので、10年過ぎて皆さんが理解してくれるか不安に思っております。

### ○委員

居住誘導区域の誘導施策について、空き家の除却等の支援だけでは弱いのではないのでしょうか。

なぜ居住誘導区域の方へ行かないか、便利さだけでなく交通、道路、みなし道路など細い道路、狭い土地、色々な条件を考えるべきではないのでしょうか。

データの的に、住宅、まちなかと外部でどのような推移になっているかを知りたいです。人口がどのくらい増えてきているのか。人の基準が変わってきて、もっと豊かに住もうという感覚になっているように感じます。

空き家だけではなく他の根本的な何か施策があるように思われます。

### ○事務局

人口の状況について参考資料の 8、9 ページをご覧ください。

8 ページが人口密度の分布で、旧市街地、湊、白銀あたりが人口密度の高い地区になっています。

9 ページは増減を表した図で、紫が 10%以上減少の箇所などで、旧市街地での人口減少が多い形になります。

新しく移り住むならゆとりがあるところと希望される方が多く、区画整理が終わったところに移転しているようです。

旧市街地を積極的に改善できないかということについては区画整理などでできればよいのですが、地域の合意形成など長いスパンでじっくり進めていく必要があります。

すぐできるのはやはり空き家対策や除却の支援などになります。誘導区域内には旧市街地が多く含まれているため、空き家対策を進めることが効果的と考えております。

積極的な対策は今時点では難しい状況でございます。

### ○委員

八戸市の場合、市役所、消防、法務局など公共施設が点在しており、まちなかへの集約も考えるべきではないのでしょうか。

少しずれるかもしれませんが、市の立地として馬淵川、新井田川により 3 つに分かれています。病院も労災・市民・日赤と 3 つありますし、八戸市のまちなかの地

形、地域の特性も考えながらも少しひねったほうが良いような気がします。

#### ○委員

1点だけ、他府県から八戸市に来た時に居住誘導区域に誘導しようと、それが前提と捉えました。そうした時に、例えば1000人のうちどのくらいのパーセンテージで誘導区域に住んでいるのか、70%くらいの方が居住誘導区域の方に住んでくれているのであれば成功していると思います。

八戸市へ転入した人のどのくらいが誘導区域に住んでいるのか数値はありますか。

#### ○事務局

転入者は社会増減の数値になりますが、都市計画基礎調査等で移動者がどこに住んでいるかを把握する調査はありません。転入者の分布は分からない状況です。

#### ○会長

会場の都合もあるとのことなので、次へ話を進めていきたいと思います。ほかにも意見があると思いますが、意見メモのほうで提出頂ければと思います。

#### ○事務局

27ページ目をお開きください。

ハザード条件による居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定について、現計画策定後、都市計画運用指針の変更、洪水浸水想定規模及び津波浸水想定規模の見直しがあったことから居住誘導区域・都市機能誘導区域の再検討が必要となりました。

スライドの①～⑥に表示している区域は居住誘導区域・都市機能誘導区域から原則除外となっていることから、該当している区域に関しては除外する方針で考えております。

居住誘導区域・都市機能誘導区域から一部除外する範囲とされている⑦洪水浸水想定区域と⑧津波浸水想定区域に関しましては、除外するかどうかの判断が自治体に任せられており、また洪水浸水想定区域と津波浸水想定区域のどちらも現計画策定時から変更がされていることから、居住誘導区域・都市機能誘導

区域の設定を検討する必要があります。

28 ページ目をお開きください。

こちらの図は現行の居住誘導区域と都市機能誘導区域を示しており、緑線の内側が居住誘導区域、赤線の内側が都市機能誘導区域となっています。

29 ページ目をお開きください。

こちらの図は居住誘導区域・都市機能誘導区域にバス路線に関するデータを重ね合わせたものになります。

現計画ではバス路線から幅 200m を居住誘導区域の範囲として設定しているため、おおむねバス路線のラインが居住誘導区域内に位置していますが、八太郎幹線軸が沼館大橋ルートに変更となり、現計画から一部変更となっています。

30 ページ目をお開きください。

こちらの図面は居住誘導区域・都市機能誘導区域に、計画規模と呼ばれる 100 年に一度程度の確率で発生する洪水を想定した浸水想定区域を重ね合わせたものになります。

現計画の居住誘導区域のうち、馬淵川沿いの下長、石堂、長苗代、尻内、一番町等の一部で浸水想定区域 0.5m～3m のエリアがあります。

31 ページ目をお開きください。

こちらの図面は居住誘導区域・都市機能誘導区域に、想定最大規模と呼ばれる 1000 年に一度程度の確率で発生する洪水を想定した浸水想定区域を重ね合わせたものになります。

現計画の居住誘導区域の広範囲が、浸水想定区域に重なっております。

また前のスライドの計画規模ではほぼ浸水が発生していなかった新井田川沿いでも浸水想定区域が広がっております。

32 ページ目をお開きください。

こちらの図面は居住誘導区域・都市機能誘導区域に、現計画の除外要件として設定している「想定最大規模で浸水深 6m 以上の浸水想定区域」と「家屋倒壊等氾濫想定区域」を重ね合わせたものになります。

現計画策定時は馬淵川下流側の国管理区間のみがハザードマップの公表されており、それを考慮して居住誘導区域が設定されました。

現計画策定後に馬淵川上流側の県管理区間、浅水川、新井田川、五戸川、奥入瀬川についてもハザードマップが公表され、新井田川沿いの一部の居住誘導区域が「浸水深 6m以上の浸水想定区域」、「家屋倒壊等氾濫想定区域」に重なっております。

33 ページをお開きください。

まず洪水浸水想定区域について、現計画策定前後の状況を整理します。

対象河川については、現計画策定時は馬淵川の国管理区間のみが公表されていましたが、策定後に馬淵川の県管理区間、新井田川、浅水川、五戸川、奥入瀬川についても公表がされました。

また想定規模について、計画策定時に公表されていたのは想定最大規模のみでしたが、計画策定後に計画規模が公表されました。

34 ページをお開きください。

以上を踏まえて、洪水浸水想定区域を考慮した居住誘導区域の設定について現時点での方針をご説明します。

まず対象河川についてですが、現計画策定時に公表されていた馬淵川の国管理区間に加えて、馬淵川の県管理区間、新井田川、浅水川、五戸川、奥入瀬川についても考慮する必要があると考えております。

次に想定規模及び浸水深についてですが、計画規模に関しては浸水深が最大でも 0.5m～3 m以上となっており、2階建ての建物への避難が想定できるため、現計画の除外要件を維持し、想定最大規模で浸水深が 6 m以上となる地域を除外する方針で考えております。

以上の条件で除外範囲を設定した場合、現計画の居住誘導区域のうち新井田川沿いの一部で除外となるエリアが発生します。

35 ページをお開きください。

市内幹線軸のうち八太郎幹線軸について新大橋架替工事の影響で沼館大橋ルートに変更となりました。

これに伴い変更後の八太郎幹線軸の区域において居住誘導区域への追加を検討する必要が出てきました。しかしこれらの区域において深さ 6 m以上の洪水

浸水想定区域が含まれていましたので、こういった区域の扱いをどのようにしていくか今後検討して参りたいと思います。

36 ページ目をお開きください。

続いて津波浸水想定区域についてのご説明をいたします。

こちらの図面は居住誘導区域・都市機能誘導区域に、津波浸水想定区域を重ね合わせたものになります。

海岸沿いや河川沿いに浸水想定区域が広がっており、海岸側に行くにつれて水位が深くなっています。

37 ページをお開きください。

こちらの図面は居住誘導区域・都市機能誘導区域に、特定避難困難地域を重ね合わせたものになります。

特定避難困難地域とは、津波到達予想時間までに避難対象地域外、または避難対象地域内にある津波避難ビル等に避難することが困難と考えられる地域のことです。図面の黄色やオレンジで塗りつぶしたエリアのことです。

黄色のエリアが歩行困難者の避難を想定し、歩行速度を 0.5m/秒としています。

オレンジのエリアが一般的な歩行速度 0.9m/秒を想定しています。

令和4年11月に「八戸市津波避難計画」が改定され、避難困難地域は現計画策定時から拡大しています。

38 ページをお開きください。

津波浸水想定区域について、現計画策定前後の状況を整理します。

津波浸水想定規模について、計画策定時のものから想定する津波のレベルがあがり、それに伴い津波避難計画も改定が行われ、特定避難困難地域についてもエリアが拡大しました。

しかし津波避難計画の中で、民間施設の津波避難ビル指定や自動車避難の導入などの検討をし、避難困難地域の解消に努めるとされていることから、居住誘導区域からは除外しない取扱いとしたいと考えております。

39 ページをお開きください。

津波と洪水浸水想定区域に対する考え方をまとめます。

洪水浸水想定区域について、新たに公表された河川の浸水想定区域を反映した上で、これまでの除外要件に合わせ想定最大規模における家屋倒壊等氾濫想定区域及び浸水深 6m 以上の区域を除外する方針で考えています。

これによって除外となる区域といたしましては新井田川沿いの一部の地域が該当します。

津波浸水想定区域について、民間施設の津波避難ビル指定や自動車避難の導入などの検討が進められていることから、現計画の居住誘導区域からは除外しない取扱いとしたいと考えています。

40 ページをお開きください。

最後に今後の進め方についてです。

次回の都市計画審議会は 11 月下旬の開催を予定しており、今回の都計審や庁内関係課からの意見を元に作成する素案についての審議を行います。

来年 2 月開催の第 3 回都市計画審議会では第 2 回都計審で頂いた意見や来年 1 月に予定しているパブリックコメント等をふまえて作成した変更案についての審議を行い、そこで出た意見をふまえて 3 月に意見の公表を予定しております。

事務局からの説明は以上となります。

#### ○会長

今後の進め方として次回には素案が出てきます。検討のポイント等気になるところがあれば意見メモの方で出して頂くようお願いしたいと思います。この場で何かご意見あれば伺いたいと思います。

#### ○委員

39 ページの津波浸水想定区域について、八戸市の場合、十把一絡げで判断することは出来ないのではないかと思います。

張り付いているところはどうしようもないが、鮫などは少し上にあがると高い部分が広がっており、津波を想定して線路の下には建てさせない、上に建てさせるなど、想定区域内でも一律ではなく地域ごとに分けて検討してもいいのではないのでしょうか。

○委員

39 ページの洪水浸水想定区域、新たに公表されたとありますがいつの時点ですか？

最近、毎年のように観測史上最大値の雨が降っていたり、異常気温が発生していたりする状況があり、そういうものも区域を想定するのに考慮しないとけないのではないかと思います。

○事務局

洪水ハザードマップは令和2年3月公表、津波は令和4年4月の公表です。見直しの背景には全国的に災害が頻発するようになったことがあり、これまで50～100年できると考えていた災害について国ではすぐに起きる可能性があるという点をふまえ高いレベルでのハザードを考慮しています。

ただし1000年レベルまですべてを考慮すると、まちがなくなるということもあり、居住誘導区域設定の中で検討していくことになっております。

○委員

37 ページ、避難困難地域について、黄色い部分は避難ビルに避難できるという考えなのでしょうけれども、周辺地域の人全員が避難するのは難しそうです。人口密度を考慮して設定されているのでしょうか。

避難困難地域はもっと広いのではないかと思います、再考の余地はありますか。

○事務局

津波避難ビルに関しては、地域の人全員を収容するわけではなく、あくまでも逃げ遅れた人を対象と聞いています。

早く逃げられる人は早期に安全な場所に避難し、逃げ遅れた場合には避難ビルを利用する、あくまでも逃げ遅れた人が対象ということになります。

○委員

(37 ページの図で示されている) 安全圏の半径がもっと狭い、黄色の範囲がもっと広いのではないのでしょうか。避難困難者がもっと増えると基本的には思います。

地元でも地震が来たら早く逃げろと言っていますが、相当なスピードで逃げたとしても津波の浸水域外に出ることは大変困難です。同じようなことが鮫地区でもあり、JR 八戸線を越えて高い場所へ避難しようとした時に JR では鉄道を越えることを認めていませんので迂回する必要があります。

詰めていくとそういう部分が結構出てくると思います。

#### ○事務局

そのあたりの条件も再度精査させていただきます。前提条件として到達時間内で避難困難な区域はこのような形になっていることとお示ししました。津波到達までのタイムラグ等を考慮し、不可能ではない範囲ではないかと考えております。

#### ○会長

たくさんまだまだ意見はあるかと思いますが、次回素案が出てきてしまいますので、検討の中で注意いたしたいということについてはぜひ意見メモで出して頂くようお願いしたいと思います。

次回、素案については余裕をもって皆さんに送って頂くようお願いいたします。それでは進行を事務局へお返しします。

#### ○司会

武山会長、委員の皆様、ありがとうございました。

本日説明いたしました内容については、会議後におきましてもご意見・ご質問等ございましたらご連絡いただきたいと思っております。意見メモで、ファックス・Eメール等でお寄せください。

次回の都市計画審議会は11月下旬の開催を予定しております。詳細が決まりましたらご案内いたしますので宜しくお願いいたします。

それでは、これを持ちまして第124回八戸市都市計画審議会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。